

平成 31 (2019) 年度 事業計画 (案)

| 新【平成 31 (2019) 年度】 | 旧【平成 30 (2018) 年度】 |
|---|--|
| <p data-bbox="143 421 864 472">I. 平成 <u>31</u> 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p data-bbox="143 552 1115 900">協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。</p> <p data-bbox="143 922 1102 1209">また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p data-bbox="143 1232 1088 1334">なお、平成 <u>31</u> 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。</p> | <p data-bbox="1142 421 1863 472">I. 平成 <u>30</u> 年度の船員保険運営の基本方針</p> <p data-bbox="1142 552 2114 900">協会が保険者として船員保険事業を運営するに当たっては、協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組むことを基本とする。</p> <p data-bbox="1142 922 2105 1209">また、船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえた事業運営に努めるとともに、主な重点施策にそった重要業績評価指標（K P I）を定め達成状況を検証する等、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。</p> <p data-bbox="1142 1232 2092 1334">なお、平成 <u>30</u> 年度の船員保険事業の基本方針は以下のとおりとする。</p> |

新【平成 31（2019）年度】

(1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

(2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

旧【平成 30（2018）年度】

(1) 基盤的保険者機能においては、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。

(2) 戦略的保険者機能においては、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図ること、時宜を得た広報やジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化をはかり組織基盤を強化していく。

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 保険給付等の業務の適正な実施

- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
- ・ 不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- ・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。

新【平成 31（2019）年度】

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請

旧【平成 30（2018）年度】

② 効果的なレセプト点検の推進

- ・ 東京支部との連携の下、資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請

新【平成 31（2019）年度】

の割合について対前年度以下とする

④ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不適切な申請事例については厳格に対応する。

⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
 - ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後

旧【平成 30（2018）年度】

の割合について対前年度以下とする

【新設】

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
 - ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。
- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後

| 新【平成 31（2019）年度】 | 旧【平成 30（2018）年度】 |
|--|--|
| <p>1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> | <p>1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> |
| <p>⑥ サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行 | <p>⑤ サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。 職務外給付は、サービススタンダード（申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行 |

新【平成 31（2019）年度】

する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

⑦ 高額療養費制度の周知

・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする

旧【平成 30（2018）年度】

する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）

- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

⑥ 高額療養費制度の周知

・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする

新【平成31（2019）年度】

⑧ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑨ 被扶養者資格の再確認

- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
 - KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑩ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の

旧【平成30（2018）年度】

⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑧ 被扶養者資格の再確認

- ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。
 - KPI：被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

⑨ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の

新【平成 31（2019）年度】

運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療**援護**事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

⑪ **健全な財政運営**

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的な船員保険財政等について、加入者や船舶所有者に対して情報発信を行う。

旧【平成 30（2018）年度】

運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。

- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

【新設】

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

（2）戦略的保険者機能

（2）戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ・ 船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画について、P D C A サイクルを強化し、着実に実施する。

- ・ 第 1 期船員保険データヘルス計画（27 年度～29 年度）の結果を踏まえ、P D C A サイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。

- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

i) 特定健康診査等の推進

i) 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を周知するとともに、健診実施機関を拡充する。

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。

新【平成 31（2019）年度】

- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として実施する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 42%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 29%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 23%以上とする

旧【平成 30（2018）年度】

- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。
- ・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。
- ・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 40%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 28%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 20%以上とする

新【平成 31（2019）年度】

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日に初回面談を実施すること等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 20% 以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 14% 以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業を本格実施する。

旧【平成 30（2018）年度】

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 18% 以上とする
② 被扶養者の特定保健指導実施率を 12% 以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・ 船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業をパイロット的に開始する。

新【平成31（2019）年度】

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを本格実施するとともに、引き続き禁煙支援に関する情報提供を実施する。
- ・船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等

旧【平成30（2018）年度】

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。
- ・喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。
- ・船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。
- ・若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。
- ・船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等

| 新【平成 31（2019）年度】 | 旧【平成 30（2018）年度】 |
|---|---|
| <p>と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。</p> <p><u>・健康づくり等に関する意識調査を実施することにより、被保険者や船舶所有者のニーズ等を把握し、第 2 期船員保険データヘルス計画の後期計画（2021～2023 年）に反映させる。</u></p> <p>② 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。 ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通 | <p>と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。</p> <p>【新規】</p> <p>② 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。 ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通 |

新【平成 31（2019）年度】

信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

【削除】

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年 2 回の通知を継続する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合~~(※)~~を 78.7%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

旧【平成 30（2018）年度】

信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

・ 平成 30 年 8 月に実施される 70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年 2 回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合を 76.2%以上とする

新【平成31（2019）年度】

（3）組織・運営体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることによって組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

旧【平成30（2018）年度】

（3）組織体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることによって組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。

新【平成 31（2019）年度】

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑥ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指す

旧【平成 30（2018）年度】

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

【新規】

| 新【平成 31（2019）年度】 | 旧【平成 30（2018）年度】 |
|--|------------------|
| <p><u>して、内部統制を強化するための体制整備の検討に着手する。</u></p> <p>⑦ システム関連の取組</p> <p><u>・ オンライン資格確認をはじめ、制度改正に対応するためのシステム開発を適切に実施する。</u></p> | <p>【新規】</p> |

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成 29 年度末) |
|-----------------------------------|---|-------------------|
| ② 効果的なレセプト点検の推進 | 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | <u>0.35%</u> |
| ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | <u>0.90%</u> |
| ⑤ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする | ① <u>84.6%</u> |
| | ② 返納金債権（資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする） | ② <u>64.14%</u> |

KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成 28 年度末) |
|-----------------------------------|---|-------------------|
| ② 効果的なレセプト点検の推進 | 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | <u>0.37%</u> |
| ③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | <u>0.94%</u> |
| ④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする | ① <u>81.6%</u> |
| | ② 返納金債権（資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする） | ② <u>58.17%</u> |

| 新【平成 31（2019）年度】 | | | 旧【平成 30（2018）年度】 | | |
|------------------|---|------------------|------------------|---|------------------|
| | 失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | ③ <u>0.087%</u> | | 失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | ③ <u>0.063%</u> |
| ⑥ サービス向上のための取組 | ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする | ① 100% ② 100% | ⑤ サービス向上のための取組 | ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする ② 保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする | ① 100% ② 100% |
| ⑦ 高額療養費制度の周知 | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする | 79.2% | ⑥ 高額療養費制度の周知 | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 80%以上とする | 79.2% |
| ⑨ 被扶養者資格の再確認 | 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする | 93.8% | ⑧ 被扶養者資格の再確認 | 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする | 93.8% |

新【平成 31（2019）年度】

旧【平成 30（2018）年度】

（2）戦略的保険者機能

（2）戦略的保険者機能

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成 29 年度末) |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| ① i) 特定健康診 査等の推進 | ① 生活習慣病予防健診 受診率を 42%以上と する | ① 37.8% |
| | ② 船員手帳健康証明書 データ取得率を 29%以 上とする | ② 25.4% |
| | ③ 被扶養者の特定健診 受診率を 23%以上と する | ③ 18.8% |
| ① ii) 特定保健指 導の実施率の向 上 | ① 被保険者の特定保健 指導実施率を 20%以 上とする | ① 15.7% |
| | ② 被扶養者の特定保健 指導実施率を 14%以 上とする | ② 20.1% |

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成 28 年度末) |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| ① i) 特定健康診 査等の推進 | ① 生活習慣病予防健診 受診率を 40%以上と する | ① 37.0% |
| | ② 船員手帳健康証明書 データ取得率を 28%以 上とする | ② 29.3% |
| | ③ 被扶養者の特定健診 受診率を 20%以上と する | ③ 17.8% |
| ① ii) 特定保健指 導の実施率の向 上 | ① 被保険者の特定保健 指導実施率を 18%以 上とする | ① 14.7% |
| | ② 被扶養者の特定保健 指導実施率を 12%以 上とする | ② 10.6% |

| 新【平成 31（2019）年度】 | | | 旧【平成 30（2018）年度】 | | |
|------------------|---|--------------|------------------|-----------------------------------|--------------|
| ③ ジェネリック医薬品の使用促進 | ジェネリック医薬品使用割合 ^(※) を <u>78.7%</u> 以上とする <u>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</u> | <u>75.7%</u> | ③ ジェネリック医薬品の使用促進 | ジェネリック医薬品使用割合を <u>76.2%</u> 以上とする | <u>72.1%</u> |